

# 消費者トラブル注意報

Vol.10



## 「無料で点検」が高額商品を買うハメに？ 点検商法に注意

点検商法とは、「無料で点検」と言って訪問し、点検後にもっともらしい理由で消費者の不安をあおり、高額な契約をさせるものです。特に高齢者を中心に狙われています。

### 《事例》

○「浄水器は点検が必要。無料でできます」と電話があり、無料ならよいと思って点検に来てもらった。点検後、「サビだらけで買い換えたほうがよい」と50万円の新しい浄水器を勧誘された。断ると、「特別に38万円にします」と言われ、契約してしまった。

○男性2人が突然、「床下換気扇の点検をします」と訪ねてきた。断ったが業者は床下に潜り、「台所と風呂場あたりで水漏れしている」と言い、修理代8万円を払ってしまった。後日、領収書にある連絡先に電話したがつながらなかった。

### 《アドバイス》

○「無料で点検」といわれても、安易に業者を家に入れないようにしましょう。  
○床下など、自身で状態や工



事状況を確認することが難しい箇所は、悪質な訪問販売に注意しましょう。

○突然訪れた業者に商品の不具合を指摘されても、その場で契約することはやめましょう。また、支払いを急がせる業者には気を付けましょう。  
○契約後や工事後でも、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。

### ◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日

9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課